



社会保険労務士法人 作道事務所
労働保険事務組合 栃木労務管理協会
TEL:0285-23-6172 FAX:0285-23-7279
ホームページ <https://www.sabg.jp>
メールアドレス slm_info@sabg.co.jp

令和7年分 年末調整申告書の変更点

令和7年度税制改正により、次のとおり所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

(1) 基礎控除の見直し

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)				基礎控除額		
				改正後		改正前
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円		48万円
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円	58万円	
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円		
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超	850万円以下)	63万円		
655万円超	2,350万円以下	(850万円超	2,545万円以下)	58万円		

基礎控除については、48万円から最大95万円まで段階的に引き上げられました。

(2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保証額が65万円に引き上げられました。

(注) 給与の収入金額190万円の場合の給与所得控除額に改正はありません。

(3) 特定親族特別控除の創設

所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

(1)の基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

令和7年度分の年末調整に関する改正点につきましては、詳しくは顧問税理士先生または当事務所までお問い合わせください。

当事務所で年末調整を実施する事業所様は、 以下の点に留意してください。

令和7年度税制改正により、被扶養者の収入の把握が重要になりました。12月までの収入見込みを給与明細、年金決定通知はがき等を参照の上ご記入ください。

●令和8年分

「給与所得者の扶養控除等申告書」

各扶養者の収入額(所得ではなく)を必ず記載してください。特に特定親族(H16.1.2～H20.1.1生)に当たる扶養者がいる方は確認をお願いします。

以下の各欄に記載する税額がなく、かつ、あなたに所得が課税者、非課税者、ひとり親世帯のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	老人扶養親族 (昭和32.1.1以前生)	令和8年中の 所得の見積額	非
源泉控除 対象配偶者		あなたとの続柄	生年月日	特定扶養親族・特定親族 (平成16.1.2生～平成20.1.1生)	課税
主たる給	1	明・大 昭・平		☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族 ☐ 同居老親等	円
		明・大 昭・平			円

<退職手当等を有する場合>

退職手当等を有する 配偶者・扶養親族 ・特定親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (居住する親族にチェックを付けてください。)	令和8年中の 所得の見積額(区分)	一般 特別
				明・大 昭・平		☐ 配偶者 ☐ 扶養親族又は同居老親等 ☐ 非居住者 ☐ 加算所得額	円	

●令和7年分

「給与所得者の基・配・特・所 申告書」

本人・配偶者だけでなく、特定親族特別控除申告欄が追加されました。特定親族に当たる扶養者がいる方はご記入ください。

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当する場合は、裏面の3-1の(1)をご確認ください。

(フリガナ)氏名	特定親族の個人番号	あなたとの続柄	特定親族の生年月日 (平成15.1.2生～平成19.1.1生)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 生計を一にする事実	特定親族の本年中の 合計所得金額の見積額
1			平成 年 月 日			円
2			平成 年 月 日			円

【年末調整の機会に、健康保険扶養の見直しを！】

年間収入の確認ができるこの時期に、健康保険扶養の年間収入要件を確認しましょう！
令和7年度税制改正に伴い、10月1日以降、19歳以上23歳未満の収入基準が変更されました。

現行の収入基準	10月1日以降の収入基準
年収130万円未満 ※60歳以上又は障害者は180万円未満	19歳以上23歳未満は年収150万円未満 (他は従前と変更なし)

【給与や賞与の明細書を紙からWEB配信に切り替えてみませんか？】

スマートフォンやパソコン等からいつでもどこでも確認ができます。従業員さんが明細をPDF保存することが可能となり、会社様の事務負担も少なくなります。ぜひご検討ください！